

Q 寺院会計の決算では、どのような書類を作成すればよいのですか？

A 「宗教法人法」第二十五条第一項において、「宗教法人は毎会計年度終了後三月以内に財産目録及び収支計算書を作成しなければならない」と規定しています。さらに同条第二項では、財産目録と収支計算書を事務所に常に備えなければならないとも書かれています。そこでこれら二種類の書類について、様式と作成上の留意点などを説明しましょう。

### ① 財産目録

財産目録とは、会計年度末における寺院の保有するすべての財産を種類ごとに分けて一覧表にし、寺院の財産の状態を明らかにする大切な書類です。

財産には土地、建物、預貯金などの資産（プラスの財産）と借入金、預り金などの負債（マ

イナスの財産）とがあります。

資産を大別すると特別財産、基本財産および運用財産の三種類に分かれます。（「寺院規程」第三十二条および例示を参照）

この例示は、項目と金額だけの表示にとどめていますが、たとえば土地建物であれば所在地を記載したり、預金については金融機関名を明記するなど、可能な限り財産の内容や性質が判別できるように記載してください。

資産合計から負債合計を差し引いた金額を正味財産と呼び、この金額が年度末における寺院の純財産を表しています。

財産目録に記載する金額は、現預金や借入金などは年度末残高そのものですが、不動産や特別財産については取得価格を原則とします。その後の価格変動によって変更することはしません。

しかし寺院によっては、取得価格が不明な場合が少なくないと思われれます。とくに特別

財産については取得価格も判明せず、価格のつけようがないというのが実状でしょう。このようなものについては、価格をつけることよりも、数量を明示することを重視して、例示にあるように一点一万円というように名目価格（備忘価格という）をつけるのが一般的です。

この場合には名称や性質など、その内容を明らかにする法物什物台帳を作成しておく必要があります。台帳さえ整えてあれば、財産目録の記載は数量のみにとどめ、金額欄は空白のままでもかまわないと思います。

次に、土地や建物の取得価格が判明しない場合には、適正な時価で評価する必要がありますが、時価の算出にはいくつかの方法があります。

固定資産税が課税される土地であれば、役所の定めた固定資産評価額または課税標準額によることができます。境内地など非課税

地については、近隣宅地の固定資産評価額を援用することができます。あるいは税務署が発表する路線価格を参考に評価する方法もあります。不動産業者の査定価格を参考に評価するのも一法です。注意すべきは、いずれの方法で価格を決めても、一度決めた価格は原則として変えてはならないということです。

建物についても、役所の決めた固定資産評価額があれば、その価格を用いればよく、それがなければ適正な時価を算出する必要がありません。一般的には再建築価格を概算し、建築後の経過年数に対応する減価をマイナスして時価を算出する方法がとられますが、取得時さえ不明なものについては金額表示を控え、所在、構造、面積など摘要だけの記載にとどめるのもやむを得ないでしょう。建物についても土地と同様、一度計上した金額の変更は行わないのが原則です。

本願寺ホームページの「寺院僧侶向情報」(願記等取扱要綱)の中に、財産台帳の様式見本が掲載されていますので、あわせてご参照ください。

なお「宗教法人法」の改正により、毎会計年度終了後四ヵ月以内に財産目録を役員名簿とともに、所轄庁に提出しなければならぬことになりましたのでご注意ください。

収支計算書については、次号で説明いたします。

(税理士法人ゆびすい

宗派顧問税理士 佐久間 進)

このコーナーでは皆様からのご質問を募集いたします。寺院会計・税務に関するどんなご質問でも結構ですので、書簡、FAXまたは電子メールにてどしどしお寄せください。皆様からのご質問をお待ちしております。質問のあて先、お問い合わせは所務部へ財務

担当まで。

〒600-8501

京都市下京区堀川通花屋町下ル

浄土真宗本願寺派宗務所内

所務部へ財務担当

TEL 075-371-5181(代)

FAX 075-351-1211

メールアドレス

zeimusoudan@hongwanji.or.jp